

I 【重要】介護職員処遇改善支援補助金の支給を希望する場合は2月28日（月）までに介護支援課サービス係へ賃金改善開始の報告をお願いします。

前号の介護インフォメーションでご案内した介護職員処遇改善支援補助金について、長野県ホームページを作成しましたので下記 URL よりご確認をお願いします。また、補助金の支給を希望する場合には、申請書の提出とは別に賃金改善開始の報告を行う必要がありますので、同ホームページ掲載の様式を使用し、2月28日（月）までに介護支援課サービス係まで提出をお願いします。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」
 →「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護職員処遇改善支援補助金について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenhozyokin/shogukaizenshien.html>

また、令和4年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、今回の補助金措置に伴い、関係通知の見直しが行われます。それに伴い、計画書の提出期限が例年の2月末から4月15日（金）と変更となる予定です。詳細については厚生労働省より通知があり次第、追ってご連絡させていただきます。

【問合せ先】

（補助金制度について）厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター 電話：03-6812-7835
 （長野県への申請手続き等について）長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 移行支援加算に係る届出について（訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション）

令和4年度において、4月から移行支援加算を算定する事業所は、令和4年3月15日（火）までに届出が必要です。書類は、事業所所在地市町村を管轄する保健福祉事務所福祉課あてに正副2部ご提出ください。なお、この加算を算定する場合は毎年度届出が必要ですので、令和3年度に当該加算の届出をした事業所についても再度届出してください。

○提出書類

書類名	訪問リハビリテーション 事業所	通所リハビリテーション 事業所
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（共通）	別紙2	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（共通）	別紙1	
移行支援加算に係る届出	別紙17	別紙18
移行支援加算計画書	別紙17-①	別紙18-①
要件を満たすことが確認できる書類（共通）	任意様式	

※指定通所介護等の実施状況がわかる利用者名簿を提出する場合、当該名簿は一覧表とし、備考欄等に指定通所介護等の実施状況を記載してください。

○各種様式は、長野県ホームページからダウンロードしてください。

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」
 →「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/h24-02/sante.html>

○その他

- ・この加算は介護給付の加算であることから、要支援の方については対象となりません。
新規利用者数や終了者数のカウントは要介護の方のみとなります。
- ・評価対象期間は、令和3年1月～令和3年12月の12月間です。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅲ 令和4年7月から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成31年4月24日付け厚生労働省事務連絡）で周知されたとおり、新商品について3か月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

今般、令和4年7月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

○掲載URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「福祉用具」→「(参考) 福祉用具全国平均貸与価格・貸与価格の上限公表に係る関係通知等」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）令和3年度」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」 <http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅳ 福祉人材確保・定着支援セミナーの開催について

社会福祉法人長野県社会福祉協議会では、長野県委託事業として「福祉人材確保・定着支援セミナー」を開催します。このセミナーは、「ハラスメント」「ICT・デジタル化」を切り口に、これからの福祉・介護事業所の人材確保や定着、他業種に負けない魅力ある職場づくりについて考える場として開催するものです。

- 1 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 他
- 2 日 時 令和4年3月8日（火）13時00分～16時20分
- 3 開催方法 オンライン配信（Youtubeでライブ配信）
- 4 内 容 講演「カスタマーハラスメントに負けない福祉事業所」
講師 畑山浩俊 氏（弁護士法人かなめ代表弁護士）
※このセミナー参加者で決裁権を持っている人に限り、1回だけ畑山先生に無料でカスタマーハラスメントの相談をすることができます。（詳細は当日）
対談「スタッフが活躍できるICT導入」
対談者 飯沼みき 氏（小規模多機能型居宅介護 ななきの家管理者）
カワモト・ポーリン・ナオミ 氏（信州大学工学部教授・介護の未来研究会）
- 5 参加対象 介護・福祉施設等の経営者、管理者、その他職員（人事・法務の責任者等）、
長野県社会福祉法人経営者協議会会員
- 6 参加方法 以下のURL、右隣の二次元コードからお申し込みください。（申し込みは1月24日から）
<https://forms.gle/ShRNaFrNy9rBYaJP7>
- 7 そ の 他 (1)ライブ配信のURLや資料は、3月3日頃にメールでお送りします。
(2)詳細については、長野県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。
(3)演題等は変更する場合がございます。

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター
電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp



V 令和4年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定の照会について

標記事業の実施予定について以下のとおり照会します。補助を希望する場合には、県ホームページをご確認の上、必要書類を提出してください。なお、本照会は令和4年度長野県予算案の議決を前提としたものです。

- 1 事業内容 介護サービス事業者が職員の研修受講費用を全額負担する場合、その一部を助成する。
- 2 補助対象者 介護サービス事業者
- 3 対象期間 令和4年4月1日以降に着手し、令和5年2月28日までに完了するもの
- 4 提出期限 令和4年3月14日（月）

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」
→「介護職員研修受講支援事業」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/170800syoninsya.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

VI 令和4年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業予定の照会について

標記事業の実施予定について以下のとおり照会します。補助を希望する場合には、県ホームページをご確認の上、必要書類を提出してください。なお、本照会は令和4年度長野県予算案の議決を前提としたものです。

- 1 事業内容 介護施設を経営する者が、外国人介護人材用の住居を借り上げ居住させる場合、住居借り上げ等に必要となる費用の補助を行う。
- 2 補助対象者 介護サービス事業者
- 3 対象期間 令和4年4月1日以降に事業開始し、令和5年3月31日までに完了するもの
- 4 提出期限 令和4年4月から事業に着手する場合：令和4年3月14日（月）
令和4年5月以降に事業に着手する場合：事業着手日の1週間前までに提出

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」
→「長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

VII 認知症カフェセミナー2022のオンデマンド配信について

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センターでは、標記セミナーをオンデマンド配信します。このセミナーでは、新型コロナウイルス禍においても、それぞれの地域で工夫し柔軟に認知症カフェを継続している事例報告の動画を7本視聴することができます。

- 1 主催 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター
- 2 配信期間 令和4年1月28日（金）～3月31日（木）
- 3 視聴方法 件名に「カフェセミナー申し込み」と入力の上、下記アドレス宛に空メールをお送りください。
cafeseminar2022@dcnet.gr.jp
- 4 その他 詳しくは、下記ホームページをご確認ください。
<https://www.dcnet.gr.jp/info/detail/INFORMATION.php?ID=2490>

【問合せ先】社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター 電話：022-303-7550

Ⅷ 第16回大府センター認知症フォーラム オンライン開催について

社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センターでは、標記フォーラムをオンライン開催します。

1 主 催 社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター

2 日 時 令和4年3月18日(金) 13時00分～16時20分

3 テ ー マ 若年性認知症の人の社会参加

4 申込方法 下記ホームページよりお申し込みください。

<https://forms.gle/Lzt8QMNMeVfHuF4e7>

5 そ の 他 詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.dcnnet.gr.jp/info/detail/INFORMATION.php?ID=2611>

【問合せ先】社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター 電話：0562-44-5551

Ⅸ【重要】介護支援専門員証を更新する方は、更新研修の受講と手続きを忘れずに行ってください。

介護支援専門員証を更新するには

①更新のための研修を修了し、かつ ②介護支援専門員証の更新手続きを行うこと が必要です。

更新対象者に対して県からは個別に通知しておりませんので、介護支援専門員証の有効期間について各自必ず確認し、必要な研修を受講し、更新手続きを行ってください。管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

①更新のための研修について

各種研修については、長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター（TEL 026-226-2000）までお問い合わせください。令和4年度の詳細な研修スケジュールについては追ってお知らせいたします。

○研修情報掲載先URL（長野県社会福祉協議会ホームページ）

http://www.career-net.jp/training/?cat=2&my_low_type=12

②介護支援専門員証の更新手続きについて

「介護支援専門員更新研修」等の研修受講後は、介護支援課あてに更新の申請手続きが必要ですので、ご注意ください。

○更新研修受講後の申請手続きの受付期間は次のとおりです。（有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで）

有効期間満了日	更新手続申請期間
2022年4月1日～2022年4月30日	2022年2月11日～2022年3月10日
2022年5月1日～2022年5月31日	2022年3月11日～2022年4月10日
2022年6月1日～2022年6月30日	2022年4月11日～2022年5月10日
2022年7月1日～2022年7月31日	2022年5月11日～2022年6月10日

○手続きに必要な様式及び添付書類、提出先については、下記URLに掲載していますのでご確認ください。

（長野県ホームページ）

「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「介護支援専門員に関するお知らせ」→「介護支援専門員の登録、介護支援専門員証の交付について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

○令和4年（2022年）2月及び3月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

○なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません（必着）**。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp